

中小法人等事業継続支援金 FAQ一覧

令和3年12月8日時点

No.	種別	件名	回答																							
1	制度	支援金制度を創設した理由は。	新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、国の支援が十分に届いていない中小法人等が多数存在しております。市川市では中小法人等の事業継続を支援することを目的に、市川市独自の支援金として、「中小法人等事業継続支援金」を創設いたしました。																							
2	制度	支援金の対象となる中小法人等とは。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項で規定する者、及び同項で規定する各業種における資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数以下の法人を対象としています。 ・ なお、中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）の場合も、同項を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合には支援金の対象となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たす者</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業/飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業/情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	下記のいずれかを満たす者		資本金	従業員の数	小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）	3億円以下	300人以下
業種	下記のいずれかを満たす者																									
	資本金	従業員の数																								
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業	5,000万円以下	100人以下																								
旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
その他（建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業）	3億円以下	300人以下																								
3	制度	「常時使用する従業員」とは。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「常時使用する従業員」とは、「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）となり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、予め解雇予告が必要な正規社員などが該当します。 ・ パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、予め解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を記載してください。 																							
4	制度	支援金の用途制限はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に制限はありません。事業継続や感染症予防対策、新たな生活様式への対応など、広くご活用いただけます。 																							
5	制度	国の月次支援金との重複受給は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複受給はできません。（理由）本市の支援金は、国の支援が十分に届いていない中小法人等の事業継続を支援する目的で創設したものであるため。 																							
6	制度	申請月に国の月次支援金の給付対象となる月があるが、国の月次支援金に申請せずに市の支援金に申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請、受給の有無に関わらず、申請月が国の月次支援金の対象となる場合は、市の支援金に申請することができません。 ・ 国の月次支援金の給付対象となる月がある場合は、国の月次支援金を申請してください。なお、県の「千葉県中小企業等事業継続支援金」と重複して申請することができます。 																							
7	制度	千葉県の「千葉県中小企業等事業継続支援金」との重複受給は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複受給ができます。 																							
8	制度	都道府県により、令和3年9月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金との重複受給は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重複受給はできません。「営業時間短縮要請に伴う協力金」は、主に飲食店向けに実施されたもの（千葉県の場合は、感染拡大防止対策協力金）のほか、今後大規模施設内のテナント等向けに支給される協力金も含まれます。 																							

No.	種別	件名	回答
9	制度	都道府県により、令和3年9月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金の受給はしていないが、市支援金は受けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金の受給の有無だけでなく、協力金の対象者であるか確認します。 ・業種が対象外となっていたり、営業時間が昼間のみであることが原因で、県の協力金の対象外となっていた方は、本市支援金の対象となります。 <p>(例 飲食業かつ営業時間が夜間だが、時短営業の未実施や酒類提供を継続していたことに起因する未受給の場合は、市支援金の受給はできません。)</p>
10	制度	国の月次支援金(9~10月分)の申請に間に合わなかったため、市の支援金(9~10月分)に申請することは可能か。	市の支援金は、国の支援金の対象外となる方向けの支援金であり、国への申請の有無に関わらず、国の対象者となっていた方は、市支援金の対象外となります。
11	制度	国の月次支援金の対象だと思い国の月次支援金を申請したが、対象外だったため市の支援金に申請することは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・売上減少が50%以上ある場合で、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響がなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の月次支援金の対象とならない場合は市の支援金の対象となります。 ※国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。 ・国の月次支援金の対象となる方で、国の月次支援金が不給付となった等の理由で対象外となった方は、市の支援金の対象となりません。 ※国と連携して受給状況を確認することがあります。
12	制度	国の月次支援金と同様の登録確認機関による事前確認は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・本市支援金においては、登録確認機関による事前確認は不要です。 ・ただし、確定申告等による書面審査のほか、申請者に電話等で事業実態の確認等を行うことがありますので、ご協力をお願い致します。 なお、申請を代理で実施する場合においても事業実態の確認については、申請者本人に対し、実施させていただきます。
13	制度	9~10月分を分けて申請することも可能か。	分割しての申請はできません。まとめて申請してください。
14	制度	第1弾中小法人等事業継続支援金(令和3年4月~8月分)を申請することは可能か？	令和3年4~8月分の受付期間は11月30日をもって終了し、12月1日以降は9、10月分のみ申請をすることができます。
15	制度	支給額が全然足りない。	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体の給付額を参考に、支援金額について検討した結果、1事業者につき一月あたり5万円とさせていただきました。
16	制度	市内に複数の店舗があるのに、店舗が一つの事業者と同額では不公平ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体を参考に、店舗数に関わらず、一律の金額とさせていただきました。
17	制度	市内に複数の店舗があるのに、本社が市外だと対象外になる理由は。	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体の事例と同様に、本店又は主たる事業所の所在地を要件とさせていただきました。
18	申請	申請スケジュールを教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日(水)から令和4年1月31日(月)までとなります。 ・郵送の場合は、1月31日(月)消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、1月31日(月)23時59分までに送信を完了してください。 ・この期間に申請されないと、給付の要件を満たしていても、支援金を受けることができませんので、申請手続の遅れやお忘れには、ご注意ください。

No.	種別	件名	回答
19	申請	申請手続の方法を教えてください。	<p>・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、①オンライン申請②郵送申請の2つの方法のみとし、対面による申請窓口はありません。</p> <p>※経済政策課での申請書類のお預かりはできませんので、いずれかの方法により申請をお願いします。</p> <p>・手続きに関するお問い合わせは、事務局で対応しますので、043-203-8120へご連絡ください。土日祝日・年末年始を除く、平日9時～17時までは電話受付時間となります。</p>
20	申請	申請書の取得方法を教えてください。	<p>・市ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。</p> <p>・下記の窓口において申請書を配布しております。</p> <p>市役所 第一庁舎2階 経済政策課 大柏出張所 市川駅行政サービスセンター 行徳支所 2階 総務課 南行徳市民センター</p>
21	申請	個人事業主の場合、申請書等に記載する所在地は、事業所所在地または自宅の住所のどちらを記載すればよいか。	<p>・事業所所在地を記載願います。</p> <p>・なお、申請書（様式第1号）の「1 申請者の概要」における申請者種別の個人事業主の欄のみ、自宅住所の記入をお願いします。</p> <p>※確定申告書等の資料に記載された「事業所の住所」と、申請書上の「所在地（事業所）」が異なる場合には、その事情に応じ、別途書類を提出いただく可能性がございます。</p>
22	申請	個人事業主における主たる事業所とは何か。	<p>・法人の場合における本店や本社と同じ意味です。</p> <p>・原則、所得税の確定申告書等に、事業所所在地をどのように申告されているかで判断いたします。</p>
23	申請	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。	<p>・申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門別などでの申請はできません。</p> <p>・このため、事業所が市川市内に複数ある場合においても、給付額は変わりません。</p>
24	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記載すればよいか。	<p>・申請書における従業員数は、申請日時点の従業員数としてください。</p> <p>・ただし、申請日時点の従業員数により、はじめて中小法人等に該当（No.2の表を参照して下さい）する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。</p>
25	申請	申請手続上、印鑑の押印は必要か。	<p>・誓約書・同意書については、印鑑の押印が必要となります。（シャチハタ以外の認印）</p>
26	申請	代理での支援金の受け取りは可能か。	<p>・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要がございます。</p> <p>①委任状（委任者・受任者双方の署名または記名押印、「市支援金の受け取り」を委任する旨の記載） ②委任者・受任者の顔写真付き本人確認書類の写し ③代理受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し</p> <p>・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。</p>

No.	種別	件名	回答
27	申請	代理での申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。（なお、「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者は法人（代表者）、個人事業主となります） ①委任状（委任者・受任者双方の署名または記名押印、「申請手続」を委任する旨の記載） ・なお、法人に属する従業員が担当者として申請手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・「申請手続」のほか、「支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載をお願いします。 ・また、オンライン申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請にかかる支援をして頂くことは問題ありません。
28	申請	（個人事業主 青色申告） 事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 選択した基準年の青色申告決算書「月別売上」を、申請書の基準年9月から10月に転記してください。 2 令和3年9月から10月の売上は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。 3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。（各月毎に判定） 4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。
29	申請	（個人事業主 白色申告） 事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	<ol style="list-style-type: none"> 1 選択した基準年の確定申告書に記載された事業収入から月平均事業収入を算出（12で除する）し、申請書の基準年9月から10月に月平均事業収入を記載してください。 2 令和3年9月から10月の売上は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。 3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。（各月毎に判定） 4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。

No.	種別	件名	回答
30	申請	(法人) 事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	<p>1 選択した基準年の9月から10月の売上が記載された法人事業概況説明書の売上を転記してください。</p> <p>2 令和3年9月から10月の売上は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。</p> <p>3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。(各月毎に判定)</p> <p>4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。</p>
31	申請	(NPO法人等) 事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	<p>(平成31年又は令和2年の1か月当たりの月間事業収入を確認できない場合)</p> <p>1 選択した基準年の事業収入から月平均事業収入を算出(12で除する)し、申請書の基準年9月から10月に月平均事業収入を記載してください。</p> <p>2 令和3年9月から10月の売上は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。</p> <p>3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。(各月毎に判定)</p> <p>4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。</p>
32	申請	(個人(青色申告者)) 平成31年に開業した場合、事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	<p>2通りの計算方法がございます。</p> <p>パターン①(開業した)平成31年を基準年とする場合</p> <p>1 平成31年の事業収入を、開業月から12月までの月数で割り、月平均事業収入を算出し、申請書の基準年9月から10月に月平均事業収入を記載してください。</p> <p>2 令和3年9月から10月の事業収入は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。</p> <p>3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。(各月毎に判定)</p> <p>4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。</p> <p>パターン②(開業年ではない)令和2年を基準年とする場合 ・No.27と同様の計算方法となります。</p>

No.	種別	件名	回答
33	申請	(法人) 平成31年に開業した場合、事業収入の減少割合はどのように記載したらよいか。	2通りの計算方法がございます。 パターン①(開業した)平成31年を基準年とする場合 1 平成31年の収入を、開業月から12月までの月数で割り、月平均事業収入を算出し、申請書の基準年9月から10月に月平均事業収入を記載してください。 2 令和3年9月から10月の売上は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。 3 9月から10月において、同月での売上減少率の比較を行ってください。(各月毎に判定) 4 9月から10月において、売上減少率が20%以上50%未満となる月を申請してください。 ※売上減少率50%以上となる場合で、国の月次支援金の対象となるかの判定は、国の月次支援金の窓口にご相談ください。 パターン②(開業年ではない)令和2年を基準年とする場合 ・No.29と同様の計算方法となります。
34	申請	(個人・法人)開業月の確認方法は。	・個人 「個人事業の開業・廃業等届出書」に記載された開業・廃業等日を開業月とします。 ・法人 「法人設立届出書」に記載された設立年月日を開業月とします。
35	申請	事業承継、法人成等とは何を想定しているのか。	・事業承継は、個人事業主の代替わりを想定しており、申請者と確定申告書類の名義が異なることとなります。 ・法人成は、個人事業主が法人化することを想定しており、この場合は申請者と確定申告書類の名義が異なることとなります。 ・このほか、個人成、合併、分割などが想定されます。 ・なお、いずれも事業の継続性の確認や事業承継等があったことが確認できる書類の写しを追加資料として添付いただく必要があります。(開業届、法人設立届、履歴事項全部証明書、事業承継等を行った者の確定申告書 等)
36	申請	確定申告の押印がない場合はどうしたらよいか。	・確定申告書第一表の控えに收受印が押印されていない場合、提出する確定申告書類の年分の納税証明書(その2所得金額用、事業所得金額の記載のあるもの)をあわせてご提出ください。 ・e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え」をご提出ください。なお、受信通知はe-TAXのホームページから確認できます。 ※ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものは受信通知メールは不要です。
37	申請	(法人)確定申告書などは、いつの年の控えの写しを提出すればよいか。	・平成31年(令和元年)9月から10月まで及び令和2年9月から10月をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しが必要となります。 ・第1弾中小法人等事業継続支援金(4~8月分)を申請した方は、添付書類を省略することができます。なお、申請済みの確定申告書に令和2年9月から10月の期間が含まれていない場合は、令和2年9月から10月をその期間内に含む全ての事業年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しが必要となります。

No.	種別	件名	回答
38	申請	(法人) 開業から1年未満のため、確定申告をまだ行っていない場合	申請時点で、確定申告書を提出する必要がある場合には、以下の書類をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・法人設立届出書(法人税) ・従業員数の分かる資料 ・(開業月から令和2年12月までの)前年分売上台帳等 ・令和3年分売上台帳等
39	申請	(法人) 平成31年から令和3年3月までに法人成り(個人事業主⇒法人化)をした場合の提出書類について	(法人関係書類) <ul style="list-style-type: none"> ・法人においては、法人設立届出書及び従業員数の分かる資料をご用意ください。その際に、法人設立届出書「設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人」を選択しているかご確認ください。 ・法人の確定申告書を提出している場合には、概況説明書とともにご提出をお願いします。 (個人事業主関係書類) <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年分、令和2年分の確定申告書及び青色申告決算書をご提出ください。 ※法人成りをしたタイミングにより、法人及び個人の提出書類が変わってきます。詳細につきましては、コールセンターまでお問い合わせください。
40	申請	(法人) 平成31年から令和3年3月までに法人成り(個人事業主⇒法人化)をした場合の売上減少率の方法について	3通りの方法になります。 <u>パターン①法人成りした年を基準年に選択する場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開業と同様の方法になります。 ・法人になってからの年間事業収入を、法人設立届出書の設立年月日から12月までの月数で割り、月平均事業収入を算出してください。 ・令和3年9月～10月の事業収入と比較してください。 <u>パターン②令和2年中に法人成りし、平成31年を基準年とする場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年(令和元年)9月～10月の事業収入は、個人事業主の時の収入となるため、平成31年分の確定申告書に基づく青色申告決算書の月別売上げを、申請書に転記してください。 ・令和3年9月から10月の事業収入は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。 <u>パターン③令和3年中に法人成りし、平成31年または令和2年を基準年とする場合</u> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年または令和2年9月～10月の事業収入は、個人事業主の時の収入となるため、平成31年分または令和2年分の確定申告書に基づく青色申告決算書の月別売上げを、申請書に転記してください。 ・令和3年9月から10月の事業収入は、別途ご提出いただく売上台帳等の数字を記載してください。
41	申請	個人の確定申告書や市民税県民税申告書などは、いつの年の控えの写しを提出すればよいか。	平成31年中及び令和2年中の収入が分かる資料が必要となります。 (確定申告書等) 平成31年分及び令和2年分 (市県民税申告書等) 令和2年度及び令和3年度市民税県民税申告書 ※年分・年度という表記のため、呼称が異なります。
42	申請	確定申告時と支援金の申請時で、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・追加資料として、履歴事項全部証明書をご提出ください。(原則3カ月以内のもの、コピーでも可)
43	申請	法人及び個人の確定申告書、市民税県民税申告書の控えがない場合(未申告の場合)、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・税申告の控えがない場合は、申請書類の不足により対象となりません。 ・税申告は、事業を営むにあたり、必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署、または市税事務所へご相談ください。

No.	種別	件名	回答
44	申請	所得税がかかっていない、又は少額のため所得税の確定申告書の提出が不要であると言われたため、確定申告書の写しを添付することができない場合はどうしたらよいか。	・市民税・県民税申告書の控え（両面）と、収支内訳書の控え（1枚）の写しの提出をお願いします。
45	申請	依頼があった際に請け負う仕事をしているが、電話の依頼に対応しているのに、契約書などは締結していないが、申請方法はありますか。	・確定申告の有無や、収入の申告区分（事業収入または給与収入・雑収入）により、提出書類は異なりますが、事業収入として確定申告をしている場合を除き、市内で生業として事業を行っていることがわかる書類（契約書など）の写しの提出が必要となります。
46	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、名義人が分かる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。 ※画像データの提出は可能としておりますが、画像が不鮮明だと確認することができませんので、ご提出前に改めてご確認をお願いします。
47	給付要件	申請月の売上が対平成31年では減少率20%以上50%未満ですが、対令和2年が減少率50%以上です。支援金の対象になりますか。	売上減少が50%以上であっても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響がなく、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の月次支援金の対象とならない場合は対象となります。
48	給付要件	確定申告書提出時から規模を縮小し、申請時点において中小企業者となった場合は、申請が可能か。	・申請日時点で、中小企業者であれば申請することが可能です。 ・ただし、確定申告書類等では中小企業者か確認できないため、申請時点で中小企業者である旨（資本金や従業員数）がわかる書類の写し（履歴事項証明書や従業員に係る台帳の写しなど）を追加資料としてご提出ください。
49	給付要件	申請日までに市外に移転した場合は対象となるか。	・本市の支援金は、今後も引き続き市内において事業を継続していただける事業者様を対象としております。 ・このため、申請日時点で市外に本店又は主たる事業所を移転された事業者様は、給付の対象外となります。
50	給付要件	申請日までに市外から市内に移転してきた場合は対象となるか。	・申請日時点で、給付要件を満たせば対象となります。 ・しかしながら、税等の申告状況を示す書類のほか、申請日時点で本店又は主たる事業所が市内に存在する（移転された）ことが確認できる資料（履歴事項証明書、税申告書、許認可証の写しなど）を別途ご提出ください。
51	給付要件	個人事業主として市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合は給付対象になるか。	・個人事業主本人の市内居住（住民票が市内にあること）の要件は定めておりませんので、個人事業主として主たる事業所を市川市内に設置し、事業を行っていることが確認できれば給付の対象となります。
52	給付要件	個人事業主として市外に事業所があるが、市内在住の場合は対象となるのか。（対象とならない場合は）市民なのに、なぜ対象とならないのか。	・当該支援金は、市川市内に本店又は主たる事業所をおく事業者に対し、その事業を今後も継続いただくために給付するものであるため、市外に事業所がある場合は対象となりません。 ・給付要件として、あくまで事業地が市川市内か否かを確認させていただきますが、一方で、事業主個人の自宅住所が市川市内なのかどうかは問いません。

No.	種別	件名	回答
53	給付要件	登記上の本店が他の自治体にあるものの、実態的に市川市内にある事業所が本店として事業活動を行っている場合は、給付対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に登記上の本店所在地を確認することはありませんが、確定申告書類等により、実態として市川市内で事業活動を継続して実施しているか否か判断します。 ・反対に、登記上の本店が市川市内にある方で、実態として市外で事業活動されている場合は、給付対象外となります。
54	給付要件	業種の指定はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象外となる場合を除き、業種の指定は特にありません。
55	給付要件	(法人) 事業収入とは何か。	<p>事業収入は、法人確定申告書の別表1における「売上金額」欄に記載されるものと同様の考え方により算出した収入を指します。</p>
56	給付要件	(個人事業主) 事業収入とは何か。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入とは、確定申告書類第一表における「収入金額等」の事業欄において記載された金額と同様の考え方により算出した収入を指します。収入の総額から必要経費等を差し引いた所得や利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。 ・ただし、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者の方については、給付の対象になる場合があります。
57	給付要件	新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金、助成金等は事業収入に含めますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・含めません。新型コロナウイルス感染症対策として、国又は地方公共団体による支援策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる年又は月については、その額を除いた事業収入で申請をしてください。
58	給付要件	個人の場合で、不動産収入のみを有する場合には、事業収入減少要件を満たす場合には給付を受けられるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支給対象外です。 ・原則として、確定申告書上で事業収入（営業等又は農業）を有する方を対象としております。
59	給付要件	個人の事業と法人を設立しての事業をやっているが、両方給付されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの形態で、市内で事業実態があり、それぞれ適切に確定申告を行っている場合には、個人分と法人分を給付いたします。 ・健康保険証の写しと、保険証に記載された企業の役員であることが分かる履歴事項全部証明書又は定款の写しを提出してください。
60	給付要件	令和3年4月以降に新規開業した者は対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申し訳ありませんが、給付対象外となります。 ・今回の給付制度は、4月以降の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者に向け給付を行うものです。このため、新型コロナウイルス感染症が再拡大する以前から事業を行っており、この感染症による影響で事業収入が減少したことが給付の要件となります。 ・したがって、本年4月以降に開業された場合は、事業収入の減少が緊急事態宣言等の影響によるものと判断できないため、国と同様に対象外としております。
61	給付要件	事業所数や店舗を増やし、1店舗当たりの事業収入が減少した場合には対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申し訳ありませんが、対象になりません。 ・店舗等の数に関わらず、あくまで全体の事業収入により前年又は前々年と比較を行います。

No.	種別	件名	回答
62	給付要件	新型コロナウイルスの影響により現在休業しているが、支援金はもらえるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・休業をしている期間にもよりますが、一時的な休業でかつ今後営業を再開する見込みがある場合については、給付対象となります。 ・税の申告状況から、数年前から休業していることが推定されるなど、今後営業されるかどうかは確実に判断できない場合には対象外となります。 <p>※都道府県により、令和3年9月以降に実施された営業時間短縮要請に伴う協力金の支払対象となる方は、市支援金の対象外となりますので、ご注意ください。</p>
63	給付要件	新型コロナウイルスの影響により廃業してしまった場合は給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申し訳ございませんが、給付対象にはなりません。 ・以下の①から④の給付要件を満たす必要があります。 (給付要件の概要) ①市内に本店又は主たる事業所を有していること、 ②給付金受給後も、引き続き市内で事業を継続すること、 ③令和3年9月以降に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、事業収入が減少した者であること。又は、まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受け、事業収入が減少した者であること。 ④令和3年9月又は10月の売上が、対前年又は対前々年の同月比で20%以上50%未満であること <p>※給付要件の詳細については、別途手引きや要綱をご確認ください。</p>
64	給付要件	個人事業主が事業を行っているかの判断は、収入の種類により判断をするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることを判断基準といたします。 ・ただし、フリーランスの方など、事業収入以外の収入で申告されている方で、かつその収入の根拠となる契約書等を提示いただける方については、事業収入があるものとして判断いたします。
65	給付要件	事業収入減少要件を計算する際に、事業収入のほかに、不動産収入などの収入がある場合は、事業収入のみで判定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業収入のみで判定します。 ・この事業収入に加えて不動産収入がある方など、様々な収入を得られている場合がありますが、事業収入のみで令和3年9月から10月の事業収入が、対前年又は対前々年の同月比で20%以上50%未満減少していることが必要です。
66	給付要件	NPO法人や公益法人等については、どのように事業収入減少率を判定をするか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のほか、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入も事業収入に含めることができます。 ・平成31年又は令和2年の1か月当たりの月間事業収入を確認できない場合は、令和3年9月から10月の月間事業収入が、平成31年又は令和2年の月平均事業収入に比べ20%以上50%未満減少しているか確認します。 <p>※①上記による比較を行う場合、基準年及び対象年のそれぞれを法人の事業活動によって得られた収入のほか、受取寄附金等を含めた金額で計算をする必要があります。</p> <p>※②上記によらず、法人確定申告書を用いた事業収入の比較も可能です。</p>

No.	種別	件名	回答
67	給付要件	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は対象になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に本業として事業活動をされている事業者様が給付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。
68	給付要件	士業は該当になるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・認められます。
69	その他	税金上の取り扱いは、課税となるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入され、課税対象となります。
70	その他法人	（NPO法人や社会福祉法人）であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがない。	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告が必要ないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書を提出いただくこととなります。 ※なお、NPO法人の事業報告書は、毎事業年度3か月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。
71	その他法人	直近の事業報告書を提出していないが、ほかの書類で代用が可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・税の申告書と同様に、支援金（9～10月分）を申請する場合には、平成31（令和元年）年9月から10月及び令和2年9月から10月を含む事業報告書の提出を求めることとなります。 ・ただし、法令等において、その提出にかかる猶予等の規定が設けられており、その適用を受けていることが証明できる場合には、この限りではありません。